

平成 22 年度成果重視事業実施状況調書

事業所管（評価担当）部局課室名 人事・恩給局
恩給業務課情報処理調整官(室)、恩給企画課、恩給企画課経理室
評 価 年 月 平成 22 年 8 月

1 事業名

恩給業務の業務・システム最適化事業

2 関係政策

政策 18：恩給行政の推進

3 事業概要

(1) 事業の背景及び課題等

恩給業務・システムにおいては、恩給受給者の高齢化、減少等の状況に見合った見直しを行い、業務については、住民基本台帳ネットワークシステムの更なる有効活用等による受給者等の負担軽減、業務の迅速な対応等、これまで以上に行政サービスの向上、行政効率化の促進等を図り、システムについては、運用経費削減、維持・管理の観点から最新の ICT 技術の導入や外部委託等を考慮した見直し、及び受給者等に関する個人情報が多く含まれていることから万全のセキュリティ対策の構築を行うものとし、①申請手続き等の簡素化等による受給者等の負担軽減等行政サービスの向上、②手作業処理の自動化、業務処理の一元化等による業務処理の迅速化・効率化、③システムのオープン化等による情報システムに係る運用経費の削減、④最適なセキュリティ対策による情報システムの安全性・信頼性の確保を目的とした「恩給業務の業務・システム最適化計画」（平成 17 年 6 月 29 日総務省行政情報化推進委員会決定）を策定した。

本事業は、当該最適化計画に基づき業務・システムの最適化を実施するものであり、情報システムについては、平成 21 年度に開発を終了し、平成 22 年度から新システムでの運用を開始したところである。

(2) 事業実施期

平成 19 年度～22 年度

(3) 事業費

総事業費 13.7 億円（うち 21 年度 4.5 億円）

4 事業の達成目標

(1) 定量的な達成目標及び現況

達成目標	目標値	目標年度	達成目標の現況
恩給受取可能金融機関の拡大	1 機関（ゆうちょ銀行） →10機関 ^(※1) に拡大	平成 19年度	平成19年10月から10機関に拡大。 平成21年度においては、約4万人の恩給受給者等がゆうちょ銀行以外を利用。
帳票印刷業務の外部委託化の推進	外部委託帳票なし→4 帳票 ^(※2) を外部委託化	平成 22年度	大量に印刷（データ印字）する4帳票について、印刷業務を外部委託するためのシステム開発（印刷データの作成等）を終了し、平成22年度から実施。
業務規制による入力不可日の縮減	入力不可日率28%→ 10%に縮減	平成 22年度	業務規制時間を短縮する等のシステム開発を終了し、平成22年度から入力不可日が縮減される見込み。

- ※ 1. 恩給受取可能金融機関は、ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、信託銀行、外国銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合の業態別の民間金融機関を想定した。
2. 局内で印刷している帳票のうち、全恩給受給者に送付する等の大量に印刷している帳票を対象とした。

(2) 目標設定の考え方

① 目標設定の根拠等

ア 恩給受取可能金融機関の拡大

恩給受給者等における恩給給与金の受け取りについては、ゆうちょ銀行（郵便局）以外の都市銀行、信用金庫、農業協同組合等の民間金融機関でも受取を可能とすることにより、恩給受給者等の利便性が向上し、行政サービスの向上が図られる。

イ 帳票印刷業務の外部委託化の推進

全恩給受給者を対象に送付する通知書等、大量にデータの印刷を行っている帳票について、その印刷を外部委託することにより、大量印刷するために必要であった高価な高速プリンタが不要となり、情報システムに係る運用経費が削減されるとともに、アウトソーシングの推進、業務処理の効率化が図られる。

ウ 業務規制による入力不可日の縮減

恩給受給者等からの申請・届出等に係るオンライン入力処理について、バッチ処理走行に伴う入力制限等の業務規制（月4、5日程度）を可能な限り排除することにより、業務処理の迅速化が図られる。

② 目標の達成度合いの判定方法・基準

ア 恩給受取可能金融機関の拡大

恩給給与金の支払いについて、官庁会計システム（以下「ADAMS」という。）を利用し財務省会計センター～日本銀行を経由した民間金融機関10機関での支払いが可能となれば達成されたものと評

価する。

イ 帳票印刷業務の外部委託化の推進

目標とした4帳票全てについて、印刷（データ印字）業務の外部委託化が図られれば達成されたものと評価する。

ウ 業務規制による入力不可日の縮減

「業務規制日数（年間）／システム稼働日数(年間)×100」により入力不可日率を測定する。

入力不可日率	評 価
10%以下（月2日程度の業務規制）	達成
11%以上 15%以下（月3日程度の業務規制）	達成とは言い難いが効果あり
16%以上（月4日程度の業務規制）	未達成

(3) 目標達成のための手段等

① 目標達成のための具体的手段

情報システムのオープン化、一部業務処理の機能拡充等、最適化実施に向けた新システムの構築（必要に応じた現行システムの改修を含む。）を行う。

② 目標達成のための手段と目標の因果関係

ア 恩給受取可能金融機関の拡大

ADAMSとの連携を図り、財務省会計センター～日本銀行経由での恩給給与金の支払いが可能となるシステムを構築することにより、ゆうちょ銀行に加え、恩給受給者等が希望する市中銀行、信用金庫、農業協同組合等の民間金融機関においても恩給給与金の受け取りが可能となる。

イ 帳票印刷業務の外部委託化の推進

外部委託業者に提供可能な印刷データを生成するようシステムを構築することにより、印刷業務の外部委託が可能となる。

ウ 業務規制による入力不可日の縮減

バッチ処理走行に伴うオンライン入力制限等の業務規制について、規制が不要となった時点で規制が解除されるシステムを構築することにより、オンライン入力可能時間が増加し、業務処理の迅速化が図られる。

5 予算執行の効率化・弾力化によって得られる効果

(1) 予算執行の効率化・弾力化措置

- ・ 国庫債務負担行為

(2) 上記措置により得られる効果

- ・ 国庫債務負担行為を活用して4年度の一括契約を行うことにより、同一の運用業者が複数年度にわたり継続的に維持管理を行うことで、長期に渡りより安価で安定したシステムの運用・提供が図れ、維持管理業務を効率的に行うことが可能となる。

6 事業の目標の達成状況の分析

恩給受取可能金融機関については、平成 19 年 10 月から民間金融機関 10 機関において恩給給与金の受け取りが可能となり、平成 21 年度末においては約 4 万人（平成 20 年度末は約 3 万人）の恩給受給者等が都市銀行、信用金庫、農業協同組合等のゆうちょ銀行以外の金融機関で恩給給与金を受領しており、利便性の向上が図られている。

また、最適化実施に向けた新システムの設計・開発を平成 19 年度から 21 年度に行ったところであり、帳票印刷業務の外部委託化、業務規制による入力不可日の縮減を含め、成果の大半は平成 22 年 4 月からの新システム運用後に発現するものである。

(今後の課題)

- ・ 平成 22 年 4 月からの新システムについて、業務遂行に当たり安定かつ継続的な運用ができるよう着実に推進していく。

7 関係する閣議決定・計画等（評価に使用した資料等）

- ・ 「恩給業務の業務・システム最適化計画」（平成17年 6 月29日総務省行政情報化推進委員会決定）
http://www.soumu.go.jp/jinji/pdf/saitekika_02.pdf